

F B サービス利用規定

第1条（本規定の適用）

F B 資金移動サービス、F B 会計情報サービス、F B データ受付サービス（以下「各サービス」といいます）の利用にあたっては、本規定の各条項に従うものとします。

第2条（利用できるメディア）

各サービスにおいて契約者ご本人（以下「依頼人」といいます）が利用できるメディアは日本国内のみを対象とし、依頼人と株式会社大分銀行（以下「当行」といいます）との間で、当行所定の申込書により指定したものに限りします。

第3条（サービスの申込み）

1. 各サービスを利用する場合は、利用メディア、利用サービス、利用口座、各種暗証番号（パスワード、暗証番号、ファイルアクセスキー等）等、必要事項をあらかじめ当行所定の申込書で申込むものとします。
2. 各サービスを利用できるのは、申込みによって当行所定の登録を行った後とします。ただし、利用するメディアによっては機器設定の都合等により利用開始日が異なる場合があります。
3. 各サービスについての申込みは当行所定の方法により受け、当行がこれを承諾したときに、契約が成立するものとします。

第4条（契約期間）

各サービスの当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当行から特に申出のない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第5条（各サービス内容）

1. F B 会計情報サービス

F B 会計情報サービスは、依頼人からのパソコン等の電子機器による依頼にもとづき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座および当座貸越口座の入出金明細または残高等の照会を行う（以下「照会機能」といいます）ものです。

（1）照会機能を利用できる口座は当行所定の科目に限りします。

（2）ビジネスカードローンは残高照会のみ取扱いできます。入出金明細は取扱いできません。

（3）照会の受付等

① 本サービスにより入出金明細または残高等の照会を行う場合は、当行所定の方法および操作手順にもとづいてパソコン等の電子機器により所定の内容を送信してください。

② 当行で受信した、店番号・科目コード・口座番号、各種暗証番号等の内容がお届けの内容と一致した場合は、当行は送信者を依頼人とみなし応答します。

③ 当行で受信した内容がお届けの内容と一致し、当行が応答した場合には依頼人以外の第三者による不正利用による場合でも、そのために生じた責任について当行は責任を負い

ません。

2. F B資金移動サービス

F B資金移動サービスは、依頼人からのパソコン等の電子機器による依頼にもとづき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下、「支払指定口座」といいます）よりご指定額を引落しのうえ、あらかじめ指定された預金口座（以下、「入金指定口座」といいます）へご指定金額を入金する場合に利用できるものとします。

（１）入金指定口座への入金は、以下の方法で取扱います。

- ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
- ② 入金指定口座が他行または行内本支店の場合、ならびに同一店内で入金指定口座と支払指定口座が異なる名義の場合は「振込」として取扱います。

（２）振替または振込依頼の受付等

- ① 本サービスにより振替または振込を依頼する場合は、当行所定の方法および操作手順にもとづいて、パソコン等の電子機器により所定の内容を送信してください。
- ② 当行で受信した、店番号・科目コード・口座番号、登録番号（登録時に依頼人が指定した入金指定口座の番号）、支払指定口座の暗証番号、承認暗証番号（入金指定口座が他行の場合）、VALUX 接続 ID 等の内容が、お届けの内容と一致した場合は、当行は送信者を依頼人とみなし応答します。
- ③ ご依頼の内容については、当行が１件毎に取引内容の確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- ④ ご依頼の内容が確定した場合、当行は、支払指定口座から振替金額または振込金額を引落しのうえ、当行所定の方法で振替または振込の手続をいたします。
- ⑤ 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、通知預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- ⑥ この取扱いによる支払指定口座からの１回当りの支払金額の限度は、依頼人があらかじめ届出した金額の範囲内とします。
- ⑦ 以下に該当する場合、振替および振込はできません。
 - ・振替金額または振込金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるとき。
 - ・支払指定口座あるいは入金指定口座が解約済のとき。
 - ・依頼人からの支払指定口座からの支払禁止あるいは、入金指定口座への入金禁止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続を行ったとき。
 - ・差押等止むを得ない事情があり当行が支払あるいは入金を不適当と認めたとき。
- ⑧ 組戻し等により振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引の出金口座に入金いたします。

（３）取引内容の確認

- ① この取扱いにより取引後は、すみやかに普通預金通帳、通知預金通帳等への記入または

当座勘定元帳写等により取引内容を照合してください。万一取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。

- ② 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当行の間で疑義が生じたときは当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

3. F Bデータ受付サービス

F Bデータ受付サービスは、総合振込、給与振込、口座振替等サービスの取引データを一括で伝送し、取引を依頼することができます。

- (1) 本サービスで総合振込、給与振込、口座振替等サービスを利用する場合は、当行所定の書式による申込が必要となります。
- (2) なお、総合振込、給与振込、口座振替等サービスを利用する場合は、サービス毎に定められた規定等に従うものとします。
- (3) 資金の決済

- ① 本サービスを利用するにあたっては、申込書にもとづく支払資金を振込指定日の前営業日までに申込書記載の振込資金引落口座（以下「指定口座」といいます）へ入金が必要です。当行は、この支払資金を指定口座から指定日に自動振替により引落すものとします。
- ② 支払資金の入金が遅延した場合には、当行は支払資金が決済されたことを確認するまで振込手続きを取扱わないことができます。
- ③ 支払資金の引落にあたっては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

(4) データの受付

- ① 本サービスにおいて依頼人が当行あて送信するデータの仕様は、当行所定のものとします。
- ② 各種伝送データは、当行所定の時間内に当行所定の送付先へ、利用サービスごとに定められた送信時限までに完了するものとします。
- ③ 本サービスの利用にあたっては、メディアごとに指定した各種暗証番号、確認コード等を所定の方式で送信するものとします。
- ④ 当行で受信した各種暗証番号、確認コード等がお届けの内容と一致した場合は、送信者を依頼人としてデータの受付処理を行います。
- ⑤ 依頼人が送信し当行が受信、受付処理を行ったデータは、送信内容の変更・取消はできません。
- ⑥ 依頼人は、当行にデータを送信後、すみやかに当行所定の方法にてデータの合計件数・金額等の送付内容を通知することとします。
- ⑦ 組戻し等により振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引の出金口座に入金いたします。

第6条（手数料等）

1. 各サービスの利用にあたっては、当行所定の取扱手数料を指定された依頼人名義の預金口座から毎

月所定の日に自動で引落します。

2. 振込手数料については、内国為替手数料を振込の都度支払指定口座から自動で引落します。
3. 各サービスを解約する場合は、解約時に未精算の取扱手数料および資金移動サービスの振込手数料、データ受付サービスにかかる各種手数料等を精算し当行に支払うものとします。この場合の支払方法は現金または指定預金口座から自動引落しによるものとします。

第7条（サービスの利用時間）

各サービスの利用時間は、当行所定の利用日・利用時間内とします。

第8条（免責事項）

1. 当行の責によらない通信機械、通信回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。なお、当行が確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をご確認ください。
2. 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。
3. 各種暗証番号等の本人認証情報は、依頼人本人が厳重に管理してください。各サービスで定められた本人認証情報がお届けの内容と一致することを確認して取扱いした場合は、本人認証情報等に盗用あるいは不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。
4. F B 資金移動サービスにおける振替依頼または振込依頼の際送信された暗証番号、承認暗証番号（入金指定口座が他行の場合）、支払指定口座の科目、口座番号および入金指定口座の登録番号と、届出の暗証番号、承認暗証番号（入金指定口座が他行の場合）、支払指定口座の科目、口座番号および入金指定口座の登録番号との一致を確認して取扱いしましたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。
5. 各サービスに利用する端末あるいはメディアが正常に稼動する環境は、依頼人の責任において確保してください。当行は本契約により取引端末が正常に稼動することを保証するものではなく、万一、取引端末あるいはメディアが正常に稼動しなかったことにより生じた損害について、当行は一切責任を負いません。
6. 依頼人が暗証番号等の入力に関し、当行所定の回数を連続して誤った場合は、当行は各サービスの取扱いを中止できるものとし、入力相違により当行が取扱いを中止したことによって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。なお、取扱いを中止したサービスを再開する場合は当行所定の手続きによるものとします。
7. 郵便やインターネットメール等で当行がお知らせする内容が、郵便や通信の環境を起因とした障害により未着・延着となった場合、当行はその責を負いません。また、未着・延着によって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。
8. 郵送上の事故により、第三者が依頼人の情報を知りえた場合、そのことによって生じた損害につい

て当行は一切責任を負いません。

第9条（守秘義務）

各サービスを利用するための端末あるいはソフトウェアの内容を当行の許可なく第三者に開示または漏洩することはできません。

第10条（届出事項の変更等）

1. 住所、電話番号、氏名、指定口座、各種暗証番号等の届出内容に変更がある場合は、当行所定の書面にてお取引店よりただちにお届けください。
2. この届出の前に生じた損害について当行は一切責任を負いません。
3. この変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第11条（解約）

1. 依頼人がこのサービスを解約する場合は、当行所定の方法により取引店に届出るものとします。
2. 1年以上にわたりサービスのご利用がない場合や、他の取引の解約規定に抵触する等、このサービスの継続ができないと当行が判断する相当の事由がある場合は、当行は予め書面で通知のうえサービスを中止することがあります。

3. 強制解約

依頼人に次の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行は事前に通知・催告することなく、いつでも各サービス利用契約を解約することができるものとします。

- （1）支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他これらに類似する倒産手続（今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続および外国法に基づく倒産手続を含む）開始の申立てがあったとき
- （2）依頼人の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があったとき
- （3）手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- （4）住所変更の届出を怠るなど依頼人の責に帰すべき事由によって、当行において依頼人の所在が不明となったとき
- （5）依頼人が当行に支払うべき所定の手数料を支払わなかったとき
- （6）相続の開始があったとき
- （7）本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を届け出たことが判明したとき
- （8）その他、本規定の定めに違反した場合等、当行が各サービス契約の解約を必要とする相当の事由が生じたとき

第12条（規定の準用）

この規定に定めない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定含む）、貯蓄預金規定、通知預金規定、定期預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書、カードローン規定、振込規定、および総合振込、給与振込、口座振替等のサービスに定められた規定等により取扱います。

第13条（規定の変更）

1. この規程の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規程に基づき変更するものとします。
2. 前項によるこの規程の変更は、変更を行う旨および変更後の規程の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

第14条（準拠法・合意管轄）

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する起訴については大分地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上

2025年9月1日制定